

上越市水利施設管理強化事業補助金交付規則をここに公布する。

令和8年2月25日

上越市長 小菅淳一

## 上越市規則第11号

### 上越市水利施設管理強化事業補助金交付規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、令和7年度の渇水及び異常高温による農作物への被害を軽減するため、土地改良区が行う用水確保のための渇水・高温対策に対し、予算の範囲内で交付する上越市水利施設管理強化事業補助金（以下「水利施設管理強化事業補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (補助対象者)

第2条 水利施設管理強化事業補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に存する土地改良区とする。

#### (補助対象事業)

第3条 水利施設管理強化事業補助金の交付の対象となる事業は、新潟県が定める渇水・高温対策計画に基づき実施される農業施設の渇水・高温対策を図る事業であって、新潟県水利施設管理強化事業の対象として新潟県から補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）とする。

#### (補助対象経費)

第4条 水利施設管理強化事業補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付決定事業のうち、令和7年7月23日から同年9月30日までの期間に実施した井戸の設置、応急ポンプの設置及び運転、昼間湛水及び夜間落水の水管理等に要した経費とする。

#### (補助金の額等)

第5条 水利施設管理強化事業補助金の額は、補助対象経費に100分の25を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者において、1回を限度とする。

#### (補助金の申請等)

第6条 水利施設管理強化事業補助金の交付を受けようとする者は、上越市水利施設管理強化事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 令和7年7月23日から同年9月30日までに実施した、渇水・高温対策に要した経費を確認することができる書類
- (2) 位置図（工事箇所又は設置箇所及び用水により利益を受ける土地を図示したもの）
- (3) 工事箇所又は設置箇所に係る用水路における渇水の現況が分かる写真
- (4) 新潟県水利施設管理強化事業の補助金の交付決定通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、水利施設管理強化事業補助金の交付の可否を決定したときは、上越市水利施設管理強化事業補助金交付<sup>決定</sup>通知書<sub>却下</sub>（第2号様式）により通知するものとする。  
（決定の取消し）

第7条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、水利施設管理強化事業補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 水利施設管理強化事業補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の決定があった後においても適用があるものとする。  
（補助金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により水利施設管理強化事業補助金の交付の決定を取り消した場合で、既に水利施設管理強化事業補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（帳簿書類の検査等）

第9条 市長は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助金の交付決定日が属する年度の3月31日までに、補助事業者には報告を求め、本事業に係る帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査することができるものとする。

2 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しなければならない。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

上越市水利施設管理強化事業補助金交付申請書

（宛先）上越市長

年 月 日

申請者 団体名

代表者

電話番号

次のとおり上越市水利施設管理強化事業補助金の交付を受けたいので申請します。

補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
添付書類	

第2号様式（第6条関係）

上越市水利施設管理強化事業補助金交付決定  
通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市水利施設管理強化事業補助金について、  
と お り 決 定  
次の理由により申請を却下したので通知します。

決 定	交付決定額	円
	交 付 条 件	1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとする。 2 上越市水利施設管理強化事業補助金交付規則に従うこと。
却 下	理 由	